

# 東京都市大学における公的研究費に係る不正防止計画

東京都市大学  
研究活動の不正防止推進委員会

## 1. 目的

「東京都市大学における公的研究費に係る不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）は、東京都市大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用を発生させる要因を減少させ、研究費の不正使用を防止することを目的として策定し実施します。

## 2. 研究費不正使用防止計画

### （1）機関内の責任体系の明確化

#### ①最高管理責任者

本学の研究費の運営・管理について最終責任を負う者です。東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程（以下「不正行為の防止等に関する規程」という。）第5条第1項及び東京都市大学における公的研究費の管理・監査の実施基準（以下、「実施基準」という。）第3条の定めにより、本学における研究費の不正使用の防止を総括する学長がその責を担います。

〔役割〕 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### ②統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者です。不正行為の防止等に関する規程第5条第2項及び実施基準第4条の定めにより、副学長がその責を担います。但し、副学長不置の場合は、大学院研究科長から学長が指名する者がその責を担います。

平成27年4月1日現在、丸泉琢也副学長（研究担当）がその責を担います。

〔役割〕 全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

#### ③コンプライアンス推進責任者

各部局等における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者です。不正行為の防止等に関する規程第5条第3項1号及び実施基準第5条の定めにより部局等の長がその責を担います。

[役割] 統括管理責任者の指示の下、

- 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正行為の防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに理解度を把握する。
- 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### ④コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき担当する学科等における不正行為の防止に関する運営・管理に取り組む。不正行為の防止等に関する規程第5条第3項2号及び実施基準第6条の定めにより学部にあつては各学科の主任教授、事務局にあつては各部部长がその責を担います。

#### ⑤不正防止計画推進部署

大学全体の観点から不正防止計画を推進する部署です。不正行為の防止等に関する規程第6条及び実施基準第15条の定めにより研究費の不正使用の防止に関する事項について企画及び立案等を行うことを任務とする研究活動の不正防止推進委員会がその責を担います。

なお、平成27年4月1日現在、委員長は丸泉琢也副学長（研究担当）です。

機関内の責任体制及び「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「公的研究の管理・監査の実施基準」等、東京都市大学における研究費の不正使用に関する規程を本学ホームページ及び都市大広報にて公表し責任体系の明確化と学内外への周知を行う。

<http://www.tcu.ac.jp/guidance/programs/cooperation/index.html>